

SEINENHORIZUKA 青年法律家

発行 青年法律家協会弁護士学者合同部会
Japan Young Lawyers Association
Attorneys and Academics Section

N599
2021・1・25

〒160-0004 東京都新宿区四谷2-2-5 小谷田ビル5階
☎ 03 (5366) 1131 (代) FAX 03 (5366) 1141
青法協HP <http://www.seihokyo.jp>

- 【新春特別企画】座談会 新型コロナウイルス禍での憲法課題【第1回】…………… 憲法委員会
新選組壬生屯所(旧前川邸)隣地7階建てマンション計画で工事差止の【付言】…………… 飯田 昭
—京都市開発審査会裁決
第17回人権研究交流集会にお越しください—2日目全体会の紹介…………… 田上普一
□分科会紹介
【シリーズ全国リレー・秋田】
秋田支部の活動及び不当解雇事件の報告…………… 有働悠一・長谷川康
シリーズ 憲法を知るための12作品
大島渚監督『忘れられた皇軍』1963年…………… 坪田 優
【議長ひとくちトーク】「証人尋問」～前回の続きと、弁護団で鍛えられた話～…………… 上野 格
ロースクールの実情と法曹養成
頑張れロースクール！…………… 馬込竜彦
2020年度第3回常任委員会(冬の全国ミーティング・あいち)開催
□「送還忌避・長期収容問題の解決に向けた提言」等に反対する決議



大津・三井寺

新春特別企画

座談会

新型コロナウイルス禍での
憲法課題
【第一回】



出席者

- 植松健一（立命館大学教授）
- 北村 栄（四四期）
- 辻田 航（六九期）
- 坪田 優（七二期）
- 金子美晴（七二期）
- 司会 山田大輔（六七期）

憲法委員会では二〇二〇年を振り返り、『新型コロナウイルス禍での憲法課題』とのテーマで二月三日に座談会（オンライン）を行いました。本稿では、その座談会の内容を掲載いたします。（三回連載）

山田（司会） こんにちは。本日の座談会は、二〇二〇年の一年間を振り返るものとして、憲法委員会で企画しました。



山田大輔会員

二〇二〇年は、やはり新型コロナウイルスとウィルスというものは切り離せない一年でしたので、新型コロナウイルス禍での憲法課

題というテーマで進めたいと思います。

まず最初に、座談会参加者の自己紹介をしていただきます。と思います。

金子 初めまして。金子美晴と申します。七二期で、今年から弁護士になりました。東京都足立区



金子美晴会員

の北千住法律事務所にあります。青法協は、ロス쿨時代から過去問勉強会などでお世話になっていたので、その延長で青法協に入りました。今は、弁護士活動として、「結婚の自由をすべての人に」訴訟という、いわゆる同性婚を認めようという訴訟の東京弁護士団に入っています。

また、個人的には自分自身がシングルマザーということもあって、弁護士になる前から関わっていた「しんぐるまざあず・ふぉーらむ」というNPO法人で、メール相談、電話相談などをしていきます。よろしくお願いします。

坪田 東東南部法律事務所の弁護士の坪田と申します。金子さんと同じ七二期です。私は金子さんと違って青法協を受験生時代から知っていたと



辻田航会員

辻田 弁護士としての辻田と申します。六九期です。今話された金子さんと同じ北千住法律事務所所属しております。活動としては、弁護士よりは青法協のような法律家団体の活動が多いかないという感じですね。今一番取り組んでるのは改憲問題対策法律家六団体連絡会という、青法協とほか五団体でつくる団体

いうわけではな
いんですけれど
も、青法協の活
動の内容とかそ
ういったものを
知って魅力を感じ
て入るようにな
りました。私はまだ二年目なので具体的な活動はなかなか取れてはいないんですけれども、最近東京地裁に提起した羽田新ルートの取消訴訟に、今は弁護士として加わっています。あとは、途中からはなりますけれども首都圏の建設アスベスト訴訟弁護団にも加わって、活動させてもらっているという状況です。今日はよろしくお願ひいたします。



坪田優会員

の事務局をやっております。また、他団体ですけれど、自由法曹団の本部事務局次長もやっております。今日はオブザーバーではありますが、よろしくお願ひします。

植松 立命館大学の植松と申します。新しい方とはなかなか普段青法協でもお会いする機会が、特に今年はなかったから、改めて自己紹介させていただきます。青法協には弁護士学者合同部会の上の全体の議長というのがある、名目上の(笑)議長です。法律家の学会である民科法律部会(民科)にも私は所属してまして、明日は青法協の全国ミーティングですが、実は民科の学術総会が重なってしまいました。学術会議の委員ではじかれた六名のうちの法律家の三名の先生は民科の会員として、菅政権が今回任命拒否した本場の動機についてはよく分からないところがありますが、一部の見方の中には本場の目的は民科の三名じゃないかという見方もあるようです。そういう意味で、学問の自由一般を守れというこういう動きのもうちょっと第二層の所には、民科会員の狙い撃ちという、かつての青法協のような、規模は違うかもしれませんが



植松健一会員

が、本質的には同じような問題を抱えているかなと思っていて、そういう危機意識もあって、明日はそちらの方の総会に参加させていただきたいと思ひます。

北村 北村です。明日(二月四日)、あいちで全国ミーティングがあります。大内裕和先生に講演をしていただけたということ、半年前からお願いしています。本当に素晴らしい講演になると思ひついで、実は録画も急遽してくれと。青法協の若手が何回も見直してできるように。私は紹介のあいさつをするのですが、大内先生の活動と講演内容が素晴らしいため初めて講演の紹介のレジュメをつくりました。明日、みなさん、憲法の根本のところを守るといふ勢力、相手側から見るとカウンターパワーですが、それが、労働組合やマスコミ、大学、司法。いまそれが切り崩されようとしているところを、ぜひみなさん明日聞いてください。聞けなかった方は、また何らかの形で発信いたしますので、よろしくお願ひいたします。



北村栄会員

山田 ありがとうございます。最後に私ですけれども、六七期です。社会活動としては、原発問題

に取り組んでますが、最近は二人目の子どもが産まれて、二歳と〇歳なので、主に家庭の方にコメントメントが強くなっています。よろしくお願ひします。

■植松先生から基調報告

山田 座談会の前提として、植松先生に基調報告をお願いいたします。

植松 今回の新型コロナというのが、非常に過去の災害、つまり地震とか津波とか、日本は自然災害には多く見舞われてきたのですが、やはりちょっと性格が異なる側面があると。すなわち大規模な地震、火災、火山などは、局所的には非常に甚大な被害を与えます。けれども、パンデミックは、対象地域が日本全国及び世界規模なわけです。現代の世界が未経験の事態です。法学、法律家、法学も、そういう意味でまったく新しい課題に直面しなければいけないということなんだろうと思います。私もちよつと海外の英語とかドイツ語の文献を、本格的にと読んでいる時間はないんですが、目次とかインターネットで見ている限りでは、動きが早いといいますが、見ているところがヨーロッパ限定なんですけれども、新型コロナを題材にした法学的な論文や書籍が非常に早く世の中に出てる感じがいたします。日本もこの間、夏から秋ぐらいにかけて少しずつそうした

本や書籍いろんなジャンルからの切り口のもが出てきているんだけど、やっぱり法学の部分でいうと海外の方が質量とも多いという印象を持っています。やっぱりヨーロッパの場合、より感染の規模や症状が重く法的な対応としては我が国にとられているのに比べればはるかに厳しい形の、いわゆるロックダウンですけれども、こういう形の措置を講じる国が多かったということで、より法的な観点からの論点が意識されただろうと思っっています。

日本の場合も、憲法の多くの条項に関わってくる問題であることは間違いないのですけれども、しかし同時に権力の関わり方が、これが今回の論点にもなると思っますが、非常にふわつとした、要するに「要請」という、法的な罰則等を伴う、禁止措置ではなくて、明確な法的根拠が伴わない場合も含む、休業要請や学校の休校要請とか、移動の自粛要請といったものであった。それに対して国民の側は、基本的にはそれに従うという、いわゆる「自粛」という性格のものになっていくので、本来の憲法学、公法学が予定している、本来の意味での公権力の措置というものと、それに対抗する人権侵害の主張という對抗軸が上手く描きにくい現象だったんだらうと思っます。けれども、これから予想される第三波において、より厳しい措置をとっていけば憲法の保障している移

動の自由や営業の自由に関する問題は生じるでしょうし、それから多人数が集まる集会や催しの制限は集会の自由というような問題に関わってくるでしょうし、また、これは日本ではあまり大きな問題にはならないかもしれませんが、ヨーロッパや韓国などでは、人が集まる教会とか宗教施設での集会がかなり規制されると、当然宗教、信仰の自由が問題になってくるわけです。感染者のクラスターが発生した場合、その感染履歴を調べるというような場面では、日本でいえば、COCOAといったシステム、アプリの導入が推奨されているわけですが、これは一方では、個人の位置情報、生活履歴、交友関係などが公権力により限界も定かでないままに把握されるというプライバシー権侵害の問題が生じます。さらには、社会権関係で言えば、休業要請の形だといつても従わざるをえない場合が多い以上、国民の生活に対して大きな影響を与えているわけで、にもかかわらずヨーロッパ等のような厳しい規制との裏返しに所得補償や生活保障といったような形がほとんどとられていないことから生じる生存権侵害の問題を見過すことはできません。学校休業の問題になれば、子ども達の教育を受ける権利等の問題がある。今指摘しただけでも、基本的な人権のさまざまな領域への侵害というものの可能性がありうるといっわけです。

そしてまたその過程で、対策の根拠となる特措法や条例などが法の明確性を充たしているのか、適正手続きを保障した憲法三二条等で予定されている法治国家の在り方なのかといったような問題は当然あると思います。さらに各論的に言えば、緊急事態宣言等の時期には裁判所の機能も従前よりはかなり公判や面会などのところが、遅れざるを得なかったということも、迅速な公開の裁判を受ける権利部分との関係は当然生じてくるだろうなと思います。

統治機構の方においても、この間、インフルエンザ等特措法における緊急事態宣言が国会の事前承認を要件としていない点は国会の統制が弱いのではないかといったような議論はある。さらには国と自治体の、地方自治との関係、例えば今回の感染症予防法や新型インフルエンザ等特措法の実際に様々な措置をとる主体は、国よりはむしろ自治体、とりわけ都道府県という形になっていることにおいて、国と自治体との関係が、いろいろな形で問われていると思います。自治体についてみれば、コロナ禍の下で議会が開催しにくいということで、都道府県知事がいわゆる専決処分という形で条例などをつくっている。現実的なところではいたしかたがなかった面があるんですけども、本来の民主主義の起点であるところの議会というのがないがしろにされたまま進んでいくというのは、統治機構

の在り方として問題はあると思います。

最後にもう一点。いわゆるトリアージと言われる、医療リソースがひっ迫している段階で、重症患者と命を救える患者とどういう形で選別をしていくのかみたいなことがヨーロッパ各国で問題になり、それをいま学問的に検証していくといったところがあります。これも憲法学では、人の生命権、そこに優劣をつけるのかつけないのか、やや生命倫理的な問題に立ち入りますけれども考えておかないといけない問題かなと思います。

とりあえず問題提起という事で以上にさせていたきたいと思います。

山田 ありがとうございます。いま、ご報告いただいただけでも極めて多様な問題が、いろんな様相で存在することがよくわかりました。トリアージという問題やコロナウイルス自体から発生するような人権の問題もあれば、そのコロナウイルスに対する政府の対応というところから出てくる権利の問題もあり、さらには統治機構としてどのような規制が適切と考えられるのかということや、地方自治との関係などの問題があるということとです。植松先生が仰った通り、憲法のあらゆる条文に関わってくるというのがまさに分かるようなご報告でした。

(次号に続く)

青法協弁護士学者合同部会設立40周年記念誌

人権の砦として

—弁学合同部会40年の軌跡—

それぞれの時代の部会に属した諸先輩の生き生きとした活動が豊富に語られ、過去40年のさまざまな教訓が惜しみなく盛り込まれています。

本記念誌に綴られた青法協の歴史と会員の活動は、その一つひとつに、憲法の平和的・民主的条項擁護の旗を高く掲げ、人権侵害の被害者とともにあってその救済をはかり、新たな課題に果敢に挑戦するという青法協の“魂”というべきものを教えられる、人権活動に取り組む弁護士・研究者必携の書です。

●お支払方法：郵便振替（手数料はご負担下さい）●後払い

青年法律家協会弁護士学者合同部会

TEL. 03-5366-1131 FAX. 03-5366-1141 e-mail bengaku@seihokyo.jp

人権の砦として

—弁学合同部会40年の軌跡—



青年法律家協会弁護士学者合同部会 編

B5版・280ページ
定価2,500円（税込）



新選組壬生屯所(旧前川邸)

一 地域の状況と問題の背景

計画地は、京都市中京区の壬生地域で、計画地周辺には旧前川邸(田野家。写真。(旧前川邸で

スマホ検査できます)の他、同じく屯所であった八木邸や新徳寺、壬生寺など、新選組関連の史跡が集積している地域です。道路は

新選組壬生屯所(旧前川邸)隣地七階建てマンション計画で工事差止の「付言」 —京都市開発審査会裁決

京都 飯田 昭

各所で幅員4mを切る細街路で、建物はほとんどが二階建てで、二五mを超えるマンションはありません。

京都市では新景観政策(二〇〇七年)により、歴史的市中心市街地の高さ規制は三二m(一階建て)から一五m(五階建て)までになり、景観規制も強化されました。しかしながら、壬生地域は、景観地区に位置づけられ、景観計画も策定されたにもかかわらず、二〇m(七階建て)規制のままであったため、七階建て、一〇八戸のワンルームマンションが計画されたものです。

二 開発許可の経緯

二〇一九年二月、H氏に、事業者(大阪市)から、「南側に隣接する駐車場を取得したが双方の車両の出入りのため道路を四メートルに拡張した

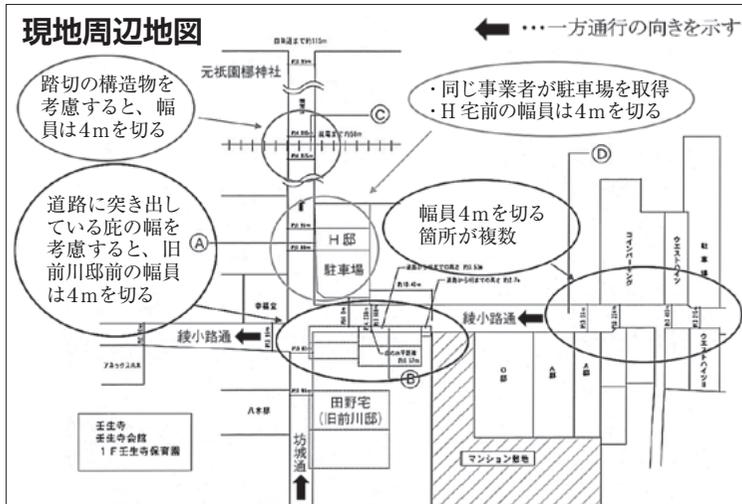
い」旨同意を求められ、同意してしまいました(図面参照)。

このときは、今回のマンション計画など全く聞かされていませんでした。

ところが、この同意書が、都市計画法三三一条一項二号の接続先道路を拡張する同意書として、開発許可申請に使われ、京都市長は二〇二〇年五月に開発許可をおろしてしまいました。

三 審査請求の取り組み

これに対し、H氏の同意は「詐欺・錯誤」であるとして、「無効・取消」通知を送ったうえで、開発許可の取消を求めて、前記史跡を含む周辺住民五〇九名(弁護士六名)が、京都市開発審査会(会長は立命館大学法学部須藤陽子教授(行政法))に開発許可取消を求め、併せて執行停止を求めまし



た(八月七日)。
 一〇月一九日には公開口頭審理が行われ、住民及び弁護団が意見陳述を行いました。
 意見陳述の結びは、次のとおりです。
 「景観法及び新景観政策においては、開発許可の基準の中に、景観保全がとりこまれているにもかかわらず、処分庁は、自らの策定した景観計画や歴史細街路の基準を全く考慮せずに、しかも、

何らの住民に対する事前説明・協議も事業者に求めないまま、道路要件までも違法に緩和する瑕疵ある開発許可を与えてしまった。
 本事業における京都市開発審査会の判断は、京都のみならず、新選組ファンは勿論、全国的にも注視されている。

本件開発区域周辺は、細街路に沿って高密度に住宅が建ちならんでいるとともに、壬生地域の中でも新選組関連の歴史的資産が集積している地域であり、住環境の保全・再生と歴史的資産の保全・再生が将来にわたって求められている地域である。
 今後の指針となるべき詳細な理由及び建議を付した取消裁決がなされるべきであることを申し述べて、結論とする。」

四 裁決

二月二四日に送付されてきた裁決は、H宅は、計画地に隣接しておらず火災等の被害が直接及ぶことが想定されないとし、請求人適格を認めず、田野家ら隣接住民にのみ適格を認め、【棄却・却下】しました。

住民は、①景観破壊、②一方通行の進入路が四メートルに満たない違法、③旧前川邸の長大な庇は幅員から除外すべきこと、等を訴えてきました(図面参照)が、裁決は、景観は都市計画法の保護

法益でないとし、消防局へのヒアリングから災害の防止上の危険は増大しないとし、行政事件訴訟法一〇条一項の準用が通説的見解として、前記②、③の論点については「判断しない」としました。
 しかしながら、【付言】で、次の通り宣言し、結果的には、工事差止めと現計画を撤回させる成果を得ることができました。

【本件開発許可は、処分時には適法になされたものである。しかし、処分時には適法であったものの、H氏は既に同意を取消し、現状として開発許可の要件である道路拡幅を行うことができない状況がある。つまり、開発許可は事後に処分要件を欠いた、瑕疵ある処分となっている。かかる瑕疵の治癒には、開発者が再びH氏の同意を得ることが必要である。

道路拡幅は、開発を許可する前提である。開発許可の前提である道路拡幅の同意が得られていない状態で、工事の着手は許されない。処分庁には、開発者に対し、このような瑕疵がある状況で工事に着手させないように、監督権限を行使すべきことが求められる。そして、そのような瑕疵ある状況で開発者が工事に着手した場合は、開発者はH氏の同意を得ることを断念し、瑕疵ある状況が治癒しないことが確定したものと判断できるため、処分庁は、職権による開発許可の取消しをすることも禁じ得ないものというべきである。

そもそも、本件の問題は、開発者と地元住民との間に適切な信頼関係が築けなかったことが発端のように思われる。開発者に対し、地元住民との信頼関係を築くよう真摯な対応を望むものである。」

結果、当初計画は撤回されましたが、地元の要求は三階建てまでなので、これから土地利用についての第二ラウンドの取り組みが始まるそうです。

五 コメント

裁決の正文は【棄却・却下】のため、事業者は裁判で争えず、京都市はもともと裁決を尊重するとの立場のため、短期間での実質的勝訴となりました。二〇一六年の行政不服審査法の改正（審査請求前置の廃止）で、裁判で争うこともできたのですが、裁判所ではここまで踏み込んだ付言をす

ることは想定されなかったため、この場面ではやはり審査請求の選択が適切であったこととなります。

裁決本文の内容については審査請求人適格の範囲が狭すぎることや行訴法一〇条一項の準用など、批判すべき点は多々ありますが、結果的には、審査請求を行ったことと、マスコミが大きく取り上げてくれたことが、短期間での成果に結びついたものと思います。

第17回

人権研究交流集会「差別が生まれる構造―ハンセン病問題から考える」(3/20・21 福岡)

第一七回人権研究交流集会にお越しください

―二日目全体会の紹介

第一七回人権研究交流集会実行委員会準備会

現地事務局長 田上 普一

一 はじめに

二〇二二年三月二〇日、二二日にアクロス福岡で第一七回人権研究交流集会が開催されます。

既に大会のご案内を差し上げていますが、今回は、二日目二日日曜日に開催されるひまわり

座による憲法劇と全体会シンポジウムについてご案内します。

二 憲法劇について

二日目の大会は、午前九時三〇分から憲法劇で幕が切られます。会場は、七〇〇名ほど収容でき

るアクロス福岡地下二階のイベントホールです。

今回、憲法劇を演じていただくのは「ひまわり一座」の皆さんです。

ひまわり一座は、平和憲法の大切さをわかりやすく伝えるために一九八九年に創立された演劇集団です。劇団員は、弁護士、法律事務所事務職員、会社員、学生など様々な方々から構成されています。

今回の演目は、「茶色い朝」で、フランスのベス

トセラー作家であるフ

ランク・パウロフによる同名小説を、福岡の

山崎あづさ会員が脚本

化したオリジナル作品

で、ナチ党の「茶色」に社会が染まっていく過程を描いた作品です。



ひまわり一座による憲法劇「茶色い朝」

実行委員長のご挨拶

福岡 原田直子

二〇二〇年三月は、年末年始のGOTO中止と緊急事態宣言に伴う国民の自粛、欧米で開発されたワクチン接種開始が功を奏して、コロナ禍は収束の兆しが見えてくるでしょう(と願っています)。

青年法律家協会の人権研究交流集会は、差別を無くし人権擁護活動を推進するための必要緊急の集会ですから、布製マスク(ウレタンマスクやマウスシールドは飛沫抑止効果が半減するそうです)を着用し、新幹線や飛行機の席は親しい方たちといえども離れた席を予約しつ

つ、福岡に集まって、心は熱く、口調は静かに議論しましょう。

憲法劇「茶色い朝」も必見です。

本来ならば、ここで福岡の観光案内をするところですが、二〇日の夜は中洲を闊歩しないで、久しぶりの同期との旧交は、ホテルのラウンジで静かに杯を傾け、ワーク・ライフバランスに配慮して集会が終わったらすぐ帰ることにしましょう。

それでも、人権のためにはどこにでも飛んでいく青年法律家協会の素敵な会員の皆様たちとお会いできるのを福岡の会員一同楽しみにしています。

来れ(?!?)福岡へ

勿論、オンラインのご参加も大歓迎です。

今回は、福岡の劇団「FORTEEN PLUS14+」で活躍されている演出家の中嶋さんとをお迎えします。

この憲法劇「茶色い朝」については、諸般の事情により、WEB配信を行いませんので、是非とも、会場にご来場いただきご覧ください。

三 シンポジウム

「差別が生まれる構造―ハンセン病問題から考える」について

午前一〇時から全体会シンポジウム「差別が生まれる構造―ハンセン病問題から考える」を開催します。

残念ながら、私たちの社会には「差別」という問題が横たわっています。

差別の解消に取り組むことは、青法協会員、弁護士である以前に「市民」として、私たち一人一人に課せられた使命だと言えますが、差別の問題は、私たちの社会に染みついており、差別の再生産が繰り返され、その解消は容易ではありません。

今回、私たちは、この「差別が生まれる構造」に着目し、ハンセン病問題を題材にして、差別を解消するためには、どのような課題があるかを考えていこうと思います。

今回、シンポジウムの題材に挙げたハンセン病の差別の問題は、国家政策によって差別が正当

化・主導され、それを市民が受入れて、ハンセン病の元患者の方や家族の方を苦しめてきました。皆さんご存じのとおり、ハンセン病差別については、熊本地方裁判所の判決によって断罪され、国もその政策の誤りを認めて差別解消に向けた政策が行われています。

しかし、ひとたび私たち社会の共通認識として定着してしまった差別構造は、こうした司法判断や行政政策にもかかわらず、今なお、解消されるにはほど遠い状態です。ハンセン病差別の問題が、これほどまでに社会の共通認識として定着し、そのことが誤りであることが明白であるにもかかわらず、なぜ、ハンセン病差別が紡ぎ出され再生産され続けるのか、考えていきます。

今回、パネリストにお招きするのは、ご家族がハンセン病の元患者でご自身も差別体験を受けてこられたハンセン病家族訴訟原告団副団長の黄光男さん、ハンセン病問題に長年携われてきたハンセン病家族訴訟弁護団共同代表の徳田靖之弁護士、ハンセン病差別を題材とした小説「あん」の原作者であるドリアン助川さん、教育現場からハンセン病差別解消に長年にわたり取り組まれてきた広島県福山市の^{えいしん}盈進中学高等学校校長の延和聰さん、延和聰さんの教え子にあたり現在もハンセン病元患者の皆さんと交流を続けている大学生の後藤泉稀さんの五名の方です。コーディネーター

は、医療、社会福祉、教育問題等に詳しい元NHKアナウンサー・元解説委員であるジャーナリストの迫田朋子さんにお話ししています。

全体会は、二部構成で、第一部は、基調講演として、ハンセン病差別の問題を黄光男さんと徳田靖之弁護士からお話しいただきます。

第二部は、シンポジウムで、五名のパネリストの皆さんで、「差別が生まれる構造」と差別の解消についての道筋についてお話しいただきます。

また、ドリアン助川さんによる小説「あん」のモデルになった上野正子さんにも、WEB出演ない

しはビデオメッセージによるご出演を調整しているところですよ。

新型コロナウイルスが猛威を振るう中でも、残念ながら差別の問題が大きくクローズアップされています。社会の構成員である市民の一人一人が、差別のない社会を実現するためには、どのような課題があり、どのように取り組んでゆけば良いのか、差別を受けてこられた被害者の立場、解消に取り組む弁護士の立場、次世代の市民を教育していく教育の立場など様々な観点から考えていきます。ふるってご参加ください。

分科会紹介

「若者の労働問題について」

若者の労働問題分科会

二〇二二年三月二〇日～二二日に福岡で開催される人権交流集会の分科会に、ブラック企業被害対策弁護団からもブースを出します。

ブラック企業とは、今野晴貴の定義によると

「新興産業において若者を大量に採用し、過重労働・違法労働・パワハラによって使いつぶし、次々と離職に追い込む成長大企業」です。ただ、この定義はやや狭く、実際に私達弁護団員が対峙

あと2か月
第17回
人権研究交流集会



<https://www.facebook.com/jinkensyukai>

て福岡県弁護士会の八尋光秀弁護士をお招きし、「法政策形成型訴訟のススメ」と題する分科会を開きます。

「被害にはじまり被害に終わる」という言葉もあ

二〇二二年三月二〇日(土)、二二日(日)に福岡で開催される人権研究交流集会では、一日目の後半(二時半～二時七時半)のパートにて、講師として

八尋弁護士は、薬害エイズ訴訟、らい予防法違憲国家賠償請求訴訟、薬害C型肝炎訴訟、ハンセン病家族訴訟といった弁護士事件に関わってこられました。いずれの事件についても、司法判断を

分科会では、八尋弁護士のご経験をもとに、弁護士事件における裁判闘争の進め方や法廷外闘争のいろはについて、お話いただきます。みなさまのご参加をお待ちしております。

(福岡 島翔吾)

「法政策形成型訴訟のススメ」

法政策形成型訴訟のススメ分科会

してきた企業は新興産業に限られませんが、大企業ではないところもたくさんあります。これらの企業に共通する点を端的にまとめると「残業代を払わないで長時間労働させる企業」と言えるでしょう。

当弁護団は、日本初のブラックバイト事件の労働審判等、多くの事案に積極的に取り組んで解決

してきました。分科会では、そういった事案のご紹介をして、ブラック企業被害の実態を知っていただきたいと思います。

また、当弁護団の特徴として、インターネットを活用した啓蒙活動を盛んに行っていることが挙げられます。残業代ゼロ法案に対する反対運動のために作成した「ブラック法案によるしく」は、ウ

エブ版と動画版の双方を作成して拡散しました。また、労働時間を記録することの重要性を周知するために、事務局長の明石がウサギに扮して踊りながら歌う「記録しろ」という動画を作成する等しています。こういった活動についても、ご紹介したいと思います。ふるってご参加ください。

(埼玉弁護士会 明石順平)

シリーズ
 憲法を知るための
 12作品

大島渚 監督
 『忘れられた皇軍』
 一九六三年

東京 坪田 優

1 眼には真つ黒なサングラスをかけ、顎は焼けただれ、齒の大部分、右腕の肘関節より下を失った男が電車内で募金を訴えながら歩くところから、この二六分足らずのモノクロフィルムは始まる。その男は、「車内の皆様、この醜い……をさらして誠に申し訳ございません。私は両

目をなくし、片腕をなくし、働こうとしても、……どうか、ご理解ご支援をお願いいたします」などと眩きながら満員の電車内をただ歩き続けるが、周囲の乗客は、ある者は彼から目をそらし、ある者は奇異の目で彼を見つめ、そしてある者は彼に嘲笑を向けるばかりである。

2 拙稿で扱うのは、一九六三年八月二六日に日本テレビの「ノンフィクション劇場」という番組内にて放映された、『忘れられた皇軍』と題するドキュメンタリー作品である。監督である大島渚の回すフィルムには、第二次大戦中、日本軍の兵士又は軍属として従軍しつつも日本国政府から

補償を受けられなかった者達の抗議行動の一部始終が収められている。また、劇伴(劇の伴奏音楽)にはアート・ブレイキーらが演奏するスタンダードナンバー、「A Night in Tunisia」が使用され、無骨なカッティング、連続するクローズアップとも相まって、観る者にどこか居心地の悪さを感じさせる。

冒頭、画面に大写しにされるサングラスの男は、徐絡源という元日本海軍の軍属だ。戦後日本において、傷痍軍人や軍属には、恩給法に基づく恩給や、一九五二年四月三〇日に公布・施行された戦傷病者戦没者遺族等援護法(以下「援護法」という)に基づく障害年金又は障害一時金が補償として支払われていた。しかし、援護法が施行されてから一〇年以上を経過したにも関わらず、徐氏は街頭募金により日銭をかき集める生活を強いられている。それは何故か。彼が在日朝鮮人であるという一事ゆえである。

3

前述した援護法は、公布・施行自体は一九五二年四月三〇日だが、その適用は同年四月一日に遡るものとされた。一方、一九五二年四月一日に法務省から発出された民事局長通達「二九五二・四・一九項四三八号」は、「条約(サンフランシスコ講和条約 筆者注)の発効……に伴い、朝鮮人及び台湾人は、内地に在住している者を含めてすべて日本の国籍を喪失する」とし、同年四月二十八日以降、戦時中日本軍人として従軍し

た朝鮮人や台湾人は、日本国籍を喪失した。

ここまで見てきた限りでは、援護法は四月一日から適用され、国籍の喪失は四月二十八日ということなのであるから、援護法は四月一日時点で日本国籍を有していた在日朝鮮・台湾人にも適用されるというのが論理的帰結である。しかしながら、援護法には附則が定められていた。附則二項には「戸籍法の適用を受けない者については、当分の間、この法律を適用しない」と規定されていたのである。朝鮮人には朝鮮戸籍令が適用され、戸籍法の適用はない(最大判昭和三六年四月五日参照)。このようにして、在日朝鮮人の元軍人や元軍属は、援護法の適用対象から巧妙に排除された。

徐氏を含めた「元日本軍在日韓国人傷痍軍人会」は、首相官邸を訪問し直接陳情を行う。「同じ身分で同じ条件下に戦傷を受けましたから、同じ補償を受けられるのが公平だ」とは、誰もが首肯できる至極当然の理屈である。この当然の理屈を乗り越え、援護法の適用対象からの排除を正当化することは、もはやルーツに基づく差別を許容するイデオロギーを持ち出さずには困難だ。担当大臣の不在を告げる役人は、あらかじめ決められた、曖昧でおぼつかない返答により、彼らの決死の陳情をいとも簡単に拒絶する。

その後、元日本軍在日韓国人傷痍軍人会の一行は、駐日本大韓民国代表部にも陳情を行うが、日

本のために戦争を戦ったが故に負った戦傷であることを理由に、にべもなくこれを断られる。日本と韓国のいずれにも捨て置かれた彼らは、「目なし、手足なし、職なし、補償なし」と書かれた横断幕を手に、街頭にて行進を行う。行動を終えた彼らは、なけなしの金をはたいて酒席を設ける。両目を失った徐氏の眼窩より流れた涙が、観る者に鮮烈な印象を残す。

4

かつて、『丸山眞男をひっぱたきたい 三歳フリーター。希望は、戦争。』という論考を書いた者がいた。彼によれば、「二方的にイジメ抜かれる私たちにとつての戦争とは、現状をひっくり返して、『丸山眞男』の横っ面をひっぱたける立場にたてるかもしれないという、まさに希望の光」なのだという。しかしながら、このフィルムを観れば、このような論考は明らかな錯誤に基づくものであることが分かる。戦争が明らかにするものとは、社会に潜む、眼を背けたくなるまでにグロテスクな差別的構造である。

「日本人たちよ、私たちよ、これでいいのだろうか」というナレーターの声は、五七年の時を超え、現代を生きる私たちに対して今まさに向けられている。フィルムに取められた、徐氏らに奇異の目や嘲笑を向ける日本人たち、「彼らは決して私ではない」と断言することは、私たちには未だ許されていない。



「証人尋問」

～前回の続きと、
弁護士で鍛えられた話～

新任の北澤晶裁判長は、交替後すぐの原告本人尋問（二〇〇一年一月二六日）で厳しい態度をとりました。尋問時間を申請より大幅に削った上で、当日、やむなく原告代理人が尋問時間を超えたとき、「代理人、時間を超えていますよ。私はもう尋問を聞きません」と宣言し、身体ごと横を向いてしまったのです。

私たちは、北澤裁判長にも楽泉園を見てもらおうと、次の二月の原告らの本人尋問を楽泉園で行うように求め、認められています。尋問の前に、事実上、楽泉園も見てもらうわけです。その四人の証人のうちの一人、沢田五郎さんの尋問担当が私でした。沢田さんは文学者で、楽泉園の重監房について調査し、冊子を出していた方でした。

弁護団の先輩の水口真寿美さん（東京・三多摩法律事務所）が私を厳しく指導してくださいました。この指導により、私の尋問に臨

む姿勢が形作られたと思います。認められた主尋問の時間は三〇分。この中で、沢田さんの入所後六〇年間の被害、今も解消されない差別を語りきらねばなりません。超過すれば、北澤裁判長は尋問を打ち切るでしょう。しかも、水口さんは、「上野くん。その三分であの裁判官を泣かせないと、この裁判には勝てないわよ」と……。

私は、二月から準備を始め、毎週のように楽泉園に通い、沢田さんから聴き取って陳述書を作り直し、聴取内容をすぐに水口さんに送ることを続けました。水口さんも私の書面に赤を入れてすぐに返してくれました。陳述書から尋問事項と回答案も作りました。沢田さんは病気の後遺症で目が見えないので、回答案を読んで確認してもらうことはできません。沢田さんの証言を厳選し、その証言が誘導ではなく、自然と出てくる質問を考えました。こう聞かれたら、こう答えるしかないような質問。簡潔な質問。意図した証言が出てこないのは、質問が間違っている。一問一答で三〇秒として、全部で六〇問。絞られているけれども流れがあつて、情景が目につかぶような証言。何度も何度も書換え、入替えして、質問をしてみても、また直す……。

二月一四日、楽泉園の集会所に臨時の法廷

がつくられ、沢田さんの尋問が始まりました。沢田さんの証言は完璧でした。淀みなく、それでいて早口でもなく、自分の言葉で私たちに語りかけるように、国のハンセン病政策は、国家犯罪だと断りました。淡々と語っているようで、故郷を奪われた悲しみが伝わる証言でした。お互いに理解し合いながら言葉を交わし、すぐに私は法廷に沢田さんと二人だけにいるような感覚に陥りました。本当は裁判官に伝わっているかを意識しなければならぬのですが、沢田さんに集中していて、裁判官が泣いたかどうかは見ませんでした。後で同僚に聞くと、「裁判官はわからないけど、国の代理人が泣いてたよ」とのこと。

あの時から私の尋問はあまり進歩していませんように思います。水口さんの指導が宝になつているわけです。若手の会員の方も弁護団活動をされていると思います。つい、仕事の分担から逃げていませんか？やはりやるからには、重要な仕事を引き受けることです。そして、先輩方にたくさん直してもらおうことです。「適当でいいよ」なんてのはアドバイスではない。本当に負けれない闘いでは、準備書面や証言の一言一句もおろそかにはできません。ね？もうひと頑張り。

（弁学会同部会議長 上野 格）

頑張れロースクール!

神奈川 馬込 竜彦

1 はじめに

率直に、皆様が「ロースクール」という言葉を聞いたとき、ポジティブなイメージを持っていますか？ それともネガティブなイメージを持ちますか？

おそらくネガティブなイメージを持つ方が多数なのではないでしょうか。ここ数年、ロースクールに関しては、志願者減やら廃校やら、ネガティブな情報ばかりが流れているように思います。予備試験合格者の司法試験合格率の方が、ロースクール修了生の合格率よりも遥かに高いこともあって、ロースクールの存在意義に疑問を抱く方も少なくありません。

しかし、私はロースクール大好きっ子です。「ロースクール」という言葉を聞くと、顔がにやついてしまうくらいロースクールに愛着があります。

とはいえ、法曹養成システムとしてロースクールに全く問題がないとは言えは嘘になります。本稿では、まだ記憶に新しいロースクール生活を振り返りつつ、ロースクールについて思うところを述べさせていただきます。

2 ロースクール生活を振り返って

私のロースクール生活は、とにかく楽しかったです。司法試験の勉強は本当に苦しいという話をよく聞きますが、私の場合は、ロースクールでできた友人達と毎日楽しく勉強することができました。皆でご飯に行ったり、遊びに行ったりして適宜リフレッシュすることで、司法試験までの長い道のりも全く苦になりませんでした。

司法修習の同期も大切な友人ではあります。やはりロースクール時代の友人は特別で、誰もが一生の友人です。司法試験合格という

共通の目標に向かって、仲間たちと共に努力するという経験ができるのは、ロースクールの最大の魅力だと思います。

次に、ほとんどのロースクールがそうだろうと思いますが、ロースクールの魅力の一つは、学生が教授に随時質問できる体制を整えていることです。

私は、勉強する中で疑問が浮かび、図書室の本を読み漁っても答えが出ないときは、迷わず信頼できる教授に質問に行きました。在学中、かなりの回数質問に行きましたが、どの教授も毎回親身に質問に答えてくださいました。教授の答えに納得するたびに、本当にロースクールに来てよかったなあと感じたのを今でも覚えています。

また、ロースクールは学費が高く、司法試験の前に「資本試験」があるなどと言われていますが、奨学金の充実したロースクールを選べばそこまで経済的な負担はないと思います。私自身、全くお金がないままロースクールに入学しましたが、充実した奨学金のおかげで生活にはほとんど困りませんでした。

そのようなわけで、これから法曹を目指す方々にも、ぜひロースクールをお勧めしたいところなんです。もともと、予備校を使つての予備試験経由の方が司法試験に合格しやすいとい

ロースクールの実情と 法曹養成

うことになれば、一生の友人ができるだとか教授に色々質問できるだとか言われたところで、多くの人はロースクールに魅力を感じないだろうと思います。

ではどうすればよいかと言えば、それはやはりロースクール修了生の司法試験合格率を上げることが必要なだろうと思います。

3 ロースクールと司法試験

若年のうちに予備試験経由で司法試験に合格することがブランドとなっていることから、今後も優秀な若年層が流れるであろう予備試験合格者の司法試験合格率は高水準を維持し続けるものと思われま

す。ただ、このような優秀な若年層の存在だけが、予備試験合格者とロースクール修了生の合格率の差とは思えません。予備試験組の多くが使う予備校での学習と、ロースクールでの一部非効率な学習の差が、司法試験合格率に表れているのではないかと思うのです。

「ロースクールも予備校のように教えてください」ということはありません。私は、ロースクールの司法試験科目の授業は、司法試験対策としても予備校の授業よ

りも優れているものが多いと思っています。

私が言いたいのは、「ロースクールのカリキュラムを見直してください」ということです。ロースクールでは、司法試験科目以外にも様々な科目を履修しなければなりません。修了要件を満たすためには、例えば、半期に「経済法」「金融法」「スポーツ法」「ADR」「政治学」といった科目を履修し、それぞれ一五回ずつ授業を受けなければなりません。司法試験科目以外の科目も学び、知見を広げるというのは理念としては確かに大事ではありますが、それが学生にはかなりの負担になります。司法試験科目以外の科目も学び、知見を広げる

そのための、学生が司法試験科目以外の科目を履修する基準は、楽に単位が取得できるかどうかになってしまっており、授業中に内職する学生も目立ちます。教授もそうした事情を理解した上で授業をしており、一体何のための時間なのかと考えざるを得ません。

正直言って、前記のような授業を一五回みっちり授業を受けたとしても、学生の頭に授業の内容が残ることはまずありません。ならばいっそ、修了要件として、司法試験科目以外の科目の単位数を大幅に減らし、減らした分だけ司法試験科目の単位数を増やすべきだと思います。

実際、現在のカリキュラムでは、司法試験科目の授業日数が足りず、司法試験に出題されるような部分であっても内容を教え切れないことがほとんどです。法曹養成を銘打ちながら、司法試験科目の授業時間が足りないから残り自学自習しろというのはいかがなものでしょうか。

ロースクールの司法試験合格率の改善のためにも、学生の負担となる授業を減らし、司法試験に必要な授業を増やすというカリキュラムの見直しを強く求めます。

4 おわりに

ロースクール大好きっ子を名乗りながら、ロースクールをそこそこ批判するような内容になってしまいました。しかし、やはりロースクールが大好きだからこそ、ロースクールにはもっと学生の役に立っている存在になれるよう、頑張りたいと思います。

ちなみに、コロナをきっかけにいくつかのロースクールでオンライン授業が始まったようです。せっかくなので、今後は授業料を大幅に下げたオンライン専用のロースクール生を募集できるようにしてもよいのではないのでしょうか。

青年法律家協会弁学会合同部会◎二〇二〇年度第三回常任委員会◎決議

「送還忌避・長期收容問題の解決に向けた提言」等に 反対する決議

法務省の「出入国管理政策懇談会」の下に設置された「收容・送還に関する専門部会」（以下「本専門部会」という。）は、二〇二〇年六月一九日、「送還忌避・長期收容問題の解決に向けた提言」（以下「本提言」という。）を公表した。また、入管作成の文書から提言の「收容代替措置」の具体策として「監理措置制度」が公表されている。

これらの提言や制度は、「外国人は、憲法上わが国に在留する権利なし引き続き在留することを要求す

ることができると保障されているものではない」とあるから、「外国人に対する憲法の基本的人權の保障は、右のような外国人在留制度のわく内で与えられているにすぎないもの」との考えを前提としている（最

大判一九七八年一〇月四日「マクレーン判決」）。

しかしながら、在留資格を有しないと「人」であることに何らの差異もなく、国籍や在留資格でその尊厳、人權は異なる。まさに内外外国人平等の原則の前提に立ち、当部会は、送還忌避罪、全件收容主

義・無期限收容等その他監理措置制度、仮放免逃亡罪に断固反対する。

1 送還忌避罪（退去強制拒否罪）の新設に反対する

本提言は「当該被退去強制者に対し、：（中略）：一定の期日までに退去するよう命ずることにより：（中略）：退去を義務付ける制度を創設することにも、これらの義務の履行を確保するため、命令違反に対し罰則を定めることを検討する」とし（提言二九頁）、送

還忌避罪（退去強制拒否罪）の新設を提言する。

まず、退去強制令書の発付は、在留特別許可を取得できなかったこと、難民認定を受けられなかったことによりなされるが、近年、在留特別許可の運用は極めて厳格化されていっており、難民認定制度の機能不全は難民鎖国と称されるとおり従前のとおりであるから、そもそもの退去強制令書の発付に至るその前提に重大な問題がある。

なお、具体的な在留特別許可率、すなわち理由なし裁決（在留特別許可を含む）を分母とし、在留特別許可を分子とした比率は、二〇二一年八二％、二〇二二年七七％、二〇二三年六四％、二〇二四年六五％、二〇二五年六五％、二〇二六年六〇％、二〇二七年五二％、二〇一八年五九％となっており、年々急落している。

そのような状況において、退去強制令書の発付後に任意に出国しないことを処罰したところで、難民認定や在留特別許可を求める人々が任意に出国できるはずもなく、何の解決にもならない。

むしろ、日本で使い捨てられた外国人労働者とその家族たち、日本で生まれた子ども、日本人と結婚した人、日本の地域社会で平穏公然と生活してきた人、彼らに在留特別許可を与えなかった、その制度と運用こそ見直されるべきなのである。

こうした見直しが進められれば、難民認定制度そのものの機能不全が解消され、難民としての庇護が実現されることにつながり、送還を拒否するような人たち

を減らすことができる。

また別の問題として、送還忌避罪（退去強制拒否罪）の創設は、外国人・その子どもを支援する人々、市民団体、法律家なども共犯として処罰する危険すらある。

以上からすれば、送還忌避罪（退去強制拒否罪）の創設では問題が解決しないばかりか、かえって問題を生じさせるのであるから、まず行うべきは在留特別許可の要件の明確化・本邦生まれの子どもの場合など一定の類型での効果裁量の否定、機能不全を生じさせている難民認定制度の改善であって、送還忌避罪（退去強制拒否罪）の創設などでは断じてない。

当部会は、この処罰の創設が市民社会に対する重大な挑戦であることから、送還忌避罪（退去強制拒否罪）の創設に断固反対する。

2 全件收容主義・無期限收容・無令状收容の温存に反対する

提言は、「收容令書・退去強制令書の発付後から送還時まで收容することが原則とされる現在の制度を改め、仮放免とは別に、新たな收容代替措置、…（中略）…の導入を検討する」（提言五一頁）とする一方で、「国際機関の勧告等を踏まえるならば、收容は、必要性、合理性及び比例性がある場合に限り行うものとするべきである旨の意見が示されているが、この点については、…（中略）…異論も多かったところである」と

し（提言四五頁）、国連から再三求められている恣意的拘禁を容認する全件收容主義を否定しなかった。

また、提言は、「一定期間を超えて收容を継続する場合にはその要否を吟味する仕組みを設けることを検討する」としながらも（提言四二頁）、国連から再三求められている收容期間の上限を設けないとした。

最後に、提言は、「事前にかつ一律に司法審査を要するものとすることは問題が大きい」とし（提言四二頁）、やはり国連から再三求められている司法審査を否定した。

しかしながら、收容される人の多くが在留資格がない人であるからといって、人身の自由など人権は保障されなければならない、ひるがえって收容は必要最小限度のものでなければならず、最後の手段でなければならぬ。

送還のために必要最小限度のものとして、逃亡の具体的危険がある場合に要件を限定すべきであり、收容の期限も送還準備に合理的に必要な期間を具体的に設定すべきである。送還がその收容期間内にできないのであればそれは現実的な送還可能性が当面ないのであるから解放（仮放免）することが人身の自由との関係で重要である。

また、收容は国家権力による人身の自由など人権に対する重大な制約を伴うのであるから、行政の一存ではなく、司法審査が事前に必要とされるべきである。また收容が一定期間継続するのであればその必要性を再度、司法府の判断を仰ぐべきである。

本提言は、これらのいずれも採用せず、収容代替措置(監理措置制度)も、無期限収容を前提に、事前にも事後にも司法審査も経ることのないものが想定されており、また収容の必要性を要件として具体的に明確に規定するものでもなく、いずれの意味においても、当部会は反対である。

3 仮放免逃亡罪及び収容代替措置(監理措置)

逃亡罪に反対する

提言は、「仮放免された者が定められた条件に違反して、逃亡し、又は正当な理由なく出頭しない行為に対する罰則の創設を検討すること」、また「収容代替措置を導入する場合、罰則を含む実効的な逃亡防止措置等についても併せて検討すること」とし(提言五四頁)、仮放免逃亡罪、収容代替措置(監理措置)逃亡罪の新設を提言する。

そもそも、収容されていない在留資格のない人たちは、仮放免という状態で、在留特別許可が得られる日を待ちわびている人たちである。当局からすれば、退去強制令書が出ている以上、送還されるべき人たちということとなるが、仮にそれを前提としても、送還までの間、彼らの人権を保障すべきである。

それにもかかわらず、短絡的に仮放免者が逃亡するという事象が生じていることをとらえて、仮放免中の逃亡を処罰(仮放免逃亡罪)すればよいというのは問題の解決には遠く及ばない。

いま、なされるべきは、まず現実にも送還できず、また長年にわたり送還してこなかったのであるから、その長期にわたる平穩公然と生活してきた仮放免者の事実状態を保護すべく、在留特別許可こそが検討されるべきである。そうすることで、不安定な仮放免状態に長期間置いておくという状況を根本から解消すべきである。

また、在留資格のない人々が仮放免中に逃亡せざるを得ない原因に目を向け、仮放免中の就労禁止など人間の根源的な生存を脅かす現状が逃亡を招いているとの指摘もあるのだから、就労の限定的解禁などにより彼らの自由権の生存権、労働権を保障することで、逃亡の根本的原因を解消すべきである。

いうまでもなく、仮に日本に在留する法的地位がないとしても、送還までの間、彼らの生存、尊厳は人として保障されなければならないのである。

以上のとおりであるから、当部会は、仮放免逃亡罪・監理措置逃亡罪の導入に反対する。

4 難民申請の判断待ちの間の送還の解禁

(送還停止効の廃止)に反対する

提言は「庇護を要する者を適切に保護しつつ、難民条約第三三条等の規定に反映されているノン・ルフールマン原則の遵守を前提として、送還停止効に一定の例外を設けること」とし、難民申請の判断を待つ間に迫害国に送還できるという内容の改正を提言する(送

還停止効の例外・一部廃止)。その例として複数回申請が挙げられている(提言三四頁)。

難民に対する保護については、難民条約及び難民認定法の適用場面であるため、外国人の人権は入国管理制度の枠内でのみ保障されるにすぎないとした前述のマクリーン判決の射程は及ばないものの、それでも提言には深刻な問題が存する。

すなわち、広く「難民鎖国」と知られているように、日本の難民認定制度は機能しているとは到底言えない。このような状況において、入管当局が難民ではないと強弁したとしても、それで帰国した際の迫害の危険がなくなるわけではない。複数回申請したことのみをもって難民ではないと安易に決めつけることは手続き的に不当である。

また、「庇護を要する者を適切に保護する」、「難民条約第三三条等の規定に反映されているノン・ルフールマン原則の遵守を前提とする」などと謳ったところで、ほぼ一〇〇%の不認定率という実態のもとでは極めて実効性に乏しいと言わざるを得ない。

以上のとおり、現状のように機能していない難民認定制度の下で、難民認定の判断待ちの間に送還できるとする制度改正は、難民の生命などを危険にさらすことにはかならないのであって、当部会は強く反対する。

5 最後に

以上のとおり、そもそも事実かどうか疑わしい「送

今後の日程

【常任委員会(全国ミーティング)】

*第4回(春)

2021年 3月21日(日) 福岡

【第52回定時総会】

2021年 6月26日(土)~27日(日) 岡山

第17回人権研究交流集会
(アクロス福岡)

2021年 3月20日(土) 午後 分科会

3月21日(日) 午前 全体会

各委員会の日程

オンラインでの参加を希望する方は、本部事務局までご連絡ください。

【修習生委員会】

2月17日(水) 10時半~

【広報委員会】

2月25日(木) 18時~

▶各種企画につきましては、ホームページの「イベント・学習会のお知らせ」をご参照ください。支部の企画も掲載しています。



還の機能不全」を解消したいという前に、政府は、難民の保護制度を確立すること、日本社会を長期にわたって支えてきた外国人、日本で生まれ育つ子どもたちを保護しうる在留特別許可制度の確立こそ行うべきである。また、長期収容問題についても、政府は、国連から再三にわたって改善するよう勧告されているのであるから、自由権規約等国际人権条約に適合するよう、収容の要件を必要性・合理性がある場合に限定しつつ、収容期間に上限を設け、収容の事前の司法審査、一定期間ごとの司法審査を保障する制度を設けるべきである。

当部会は、上記の政策に対していずれも断じて反対するとともに、政府・国会に対して、内外国人平等の原則の前提に立って、在留資格のない人たちに對しても、日本国民と同様に「人」であることを前提に議論を出発させ、制度の改善と保護のための立法措置を取るように強く求める。

二〇二〇年二月五日

青年法律家協会弁護士学者合同部会
第三回常任委員会

編集後記

▼二〇二〇年はコロナの年であった。全国津々浦々で、生活に大きな影響が出た。まるで戦時下のような萎縮した生活が強いられ

た、というのは大きさはあるが、普段傲慢になっている我々に、自然に対する人間の無力さを再認識させたといつてよい。それにして、見過ごせない人権課題が生じつつあることも確かである。今回から、コロナ禍のもとでの憲法課題をテーマに行った座談会の記事を連載することになった。どういふ問題が起こりつつあるかを感じ取ってほしい。▼災害や疫病はときどき人類を襲い生活を脅かす。これらは天のなせるわざであり、我々は非力ではあるのだが、それにして現在の政治の対応は「非力」を超えている感じはする。非力ではあっても、可能なかぎり悪くならないように知恵を働かせるのが賢明な生き方というものだろう。かといって、独裁主義・権威主義的リーダーシップの登場を期待するようになるのは最悪である。心すべきであらう。

(高野真人)